

地域福祉委員会 所管事務調査報告書

地域福祉委員会では、令和3年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

1 調査事項

- (1) フレイル予防について
- (2) コミュニティソーシャルワーカーについて
- (3) 子どもの居場所づくりについて

2 委員構成

委員長	山口 善之	副委員長	平野 泰治
委員	中西 大輔	委員	高橋さつき
委員	森 喜代造	委員	池上 茂樹
委員	中村 浩	委員	矢野 仁志

3 調査活動概要

令和3年7月6日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (1) コミュニティソーシャルワーカーについて
- (2) フレイル予防について
- (3) 子どもの居場所づくりについて

令和3年8月3日 オンライン視察及び委員会

視察先及び内容

- ・内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 「子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりについて」

委員会

オンライン視察を終えての意見交換

令和3年10月5日 オンライン視察及び委員会

視察先及び内容

- ・厚生労働省老健局老人保健課、厚生労働省保険局高齢者医療課、厚生労働省健

康局健康課 「フレイル予防について」

・厚生労働省社会・援護局地域福祉課 「コミュニティソーシャルワーカーについて」

委員会

オンライン視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

令和3年11月2日 委員会

調査事項のまとめ

令和3年12月14日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

4 調査研究の結果

(1) フレイル予防について

—鈴鹿市の現状—

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等が続く中、高齢者がフレイルに陥らないようにすることが喫緊の課題となっている。

そこで、令和2年4月中旬から介護予防教室の代替事業として啓發文書の発送と電話による働きかけを行う事業を業者に委託し、同年6月1日からフレイル予防動画「まいにちやろにい～フレイル予防」のユーチューブでの配信、同年7月1日から当該動画のケーブルテレビでの放送を開始するとともに、ユーチューブ動画とケーブルテレビ放送のチラシを自治会に回覧し、周知を図った。

本市では、フレイル予防事業について、地域包括ケアシステムの構築の中で、地域で取り組む介護予防・生活支援事業として推進している。

令和3年度からは、地域住民が主体的にフレイル予防に取り組めるよう、通いの場の充実に主軸を置き、歩いて通える範囲にサロンが設置されるよう、サロンの立ち上げや運営の支援を生活支援コーディネーターが行い、医療専門職、介護事業所等が出前で介護予防教室を実施している。出前教室は、サロンのほかに老人クラブ、地域づくり協議会、自治会、公民館等の通いの場でも利用できる。地域づくり協議会が実施する支え合い事業についても、生活支援コーディネーターが支援を行うとともに、市からは補助金による支援を行っている。

地域におけるフレイル予防活動として、鼓ヶ浦地区まちづくり協議会では、令和3年度から、東京大学高齢社会総合研究機構飯島研究室が開発したフレイルチェックに本格的に取り組むため、準備を行っている。

フレイル予防は、健康寿命の延伸のために重要な要素であり、本市では、今後、高齢者人口の増加、高齢化率の上昇が予測されていることから、フレイル予防事業に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

—視察概要—

(1) 厚生労働省老健局老人保健課，厚生労働省保険局高齢者医療課，厚生労働省健康局健康課

厚生労働省老健局老人保健課，厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省健康局健康課に対し，フレイル予防についてオンラインによる視察を行い，老人保健課からは国が実施している介護予防事業における住民主体の通いの場に係る取組等のフレイル予防事業等について，高齢者医療課からは健康診査に要する経費等の補助を行う後期高齢者医療制度事業費補助金を活用した保健事業等について，健康課からは健康の保持・増進，生活習慣病の発症予防を目的に定められた食事摂取基準を活用した高齢者のフレイル予防について，それぞれ説明を受けた。

国では，住民主体の通いの場の更なる拡充を目指し，介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業における地域介護予防活動支援事業において，社会参加促進，運動機能向上，低栄養予防，認知機能低下予防，口腔機能向上を目的とした多世代交流，体操，学びのプログラム等の様々な活動を行う通いの場事業を促進しているとのことであった。また，高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための特別調整交付金として，広域連合から委託を受けた市町村が医療専門職を配置して事業を実施するに当たって交付金の交付による支援を行っているとのことであった。

視察後，委員から「フレイル予防について，より一層周知していくべきである」，「コロナ禍でフレイル予防事業が思うように進まなかったが，今後はアフターコロナを見据えて事業の実施に向けた準備を進めていくべきである」，「住民主体の通いの場づくりについて，地域づくり協議会の活動と関連付けて行うなど，事業の拡充に向けて取り組んでいくべきである」等の意見が述べられた。

—まとめ—

本市では，今後，高齢者人口の増加，高齢化率の上昇が予測されており，フレイルを予防することは，市民一人ひとりが介護を必要とする状態に陥らないために重要な課題である。

しかしながら，フレイル予防の重要性が市民に浸透しているとは言いがたい状況であることから，高齢者にとどまらず，若年層を含めた全ての市民に対し，フレイル予防の重要性等を改めて周知していくべきであるとの意見があった。

現在，市では，フレイル予防動画の配信・放送，通いの場の充実に向けた取組，地域づくり協議会における支え合い事業への補助金の交付等の施策を実施しており，今後もこれらの施策を継続するとともに，アフターコロナを見据え，コロナ禍においてこれまで実施することができなかったフレイル予防事業の実施に向けて検討を進める必要があると考えられる。

また，国では，後期高齢者医療制度の保健事業の一つとして，高齢者の保健事業と介護

予防の一体的実施を推進するため、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けた市町村が医療専門職を配置して事業を実施するに当たり、特別調整交付金を交付して支援を行っているとのことから、当該交付金の交付対象事業や他の地方公共団体が実施している取組についての研究を進める必要があると考えられる。

さらに、住民主体の通いの場づくりについて、現在も地域で取組を実施していただいているが、地域住民が主体的に実施するフレイル予防活動をより一層推進するため、補助事業等の支援を市が積極的に周知し、地域づくり協議会等の地域と連携して住民主体の通いの場づくりの更なる拡充に向けて取り組んでいくべきであるとの意見があった。

また、地域包括ケアシステムを推進する中で、住民主体で行うフレイル予防事業の促進に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けた地域づくり活動を支援するため、重層的支援体制の整備を早急に行っていくべきであるとの意見があった。

(2) コミュニティソーシャルワーカーについて

—鈴鹿市の現状—

近年、急速な高齢化、人口減少等に伴い、社会からの孤立や複合的な問題を抱える人が増加している。このような状況下において、コミュニティソーシャルワーカーは、多様化、複雑化する福祉課題に対応するため、地域を基盤として活動し、地域において支援につながらず困っている人など、既存の法制度や福祉サービスだけでは十分に支援することや解決が困難な人に対し、地域の社会資源等を活用し、個別支援を行う専門職である。

コミュニティソーシャルワーカーが担う役割は三点あり、第一に、個別支援として、制度のはざまにある問題を明確にし、支援を必要としている人を必要なサービスや支援につなぐことで問題の解決を図ることである。具体的な支援として、相談者の状況に応じて関係機関とともに支援を必要とする家庭に訪問を行うアウトリーチ支援、個人の状況に応じて就労の実現を援助するための就労支援、相談者の意思を尊重し、安否確認や見守り、家事援助、社会参加の場の確保等を行い、生活を支える生活支援がある。

第二に、地域支援として、地域の人材や地域づくり協議会等の団体と連携し、生活支援や地域住民による地域活動への支援等を行うことである。

第三に、仕組みづくりとして、個別支援や地域支援が効率よく行われるよう、関係機関と連携して既存の制度では対応できない課題に対応するための新たな活動の開発や地域活動を推進するためのネットワークづくりに取り組むことである。

本市では、コミュニティソーシャルワーカーが担う役割について、現在は、相談支援包括化推進員、基幹型地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等のそれぞれの分野の専門職がその役割を担い、支援を行っている。

今後、包括的支援体制の整備を検討していく上で、分野や制度のはざまにある複雑多様化した課題に対し、個別支援や地域づくりへの一体的な支援が必要となるケースなど、多

様な支援を総合的にコーディネートするためには、コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う人員の拡充が必要となる。そのため、他市における当該人員の配置状況等を確認し、本市においても、コミュニティソーシャルワーカーの役割を担う人員の配置基準、人数、配置時期等について、鈴鹿市社会福祉協議会と協議し、調整を進めている。

—視察概要—

(1) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課

厚生労働省社会・援護局地域福祉課に対し、コミュニティソーシャルワーカーについてオンラインによる視察を行い、重層的支援体制の中でのコミュニティソーシャルワーカーの位置付け、亀山市が配置しているコミュニティソーシャルワーカーに係る事業内容、令和4年度から国が実施を予定している生活困窮者支援等のための地域づくり事業について説明を受けた。

コミュニティソーシャルワーカーは、現時点では、法令等により定義された職種ではないことから、地方公共団体によって名称、業務内容等は異なるとのことであった。そのため、先進地における取組事例を中心に説明を伺った。先進事例の一つとして、亀山市では、亀山市社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカーについて、22地区に設置された地域まちづくり協議会を単位として、地域における助け合い・支え合い活動を促進することで、地域福祉のネットワークの強化とともに、地域住民が把握した課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ仕組みの構築を支援しており、専任2名、兼務2名の計4名のコミュニティソーシャルワーカーが配置されているとのことであった。また、複合的な課題を抱える世帯について、単独の相談支援機関では対応できない事案があった場合に、本人の状況や希望する支援等を明記した「つながる」シートを作成し、コミュニティソーシャルワーカーにつなぐことで、その後のアプローチにつなげる取組を実施しているとのことであった。

視察後、委員から「亀山市が実施している支援体制や「つながる」シート等の取組を本市でも実施するべきである」、「コミュニティソーシャルワーカーが行う支援について、地域づくり協議会と連携して取り組むとともに、国や県が実施している補助事業の活用を促進していくべきである」、「総合計画、地域福祉計画の改定に向けてコミュニティソーシャルワーカーの配置等について検討を進めるべきである」等の意見が述べられた。

—まとめ—

社会からの孤立や複合的な課題を抱える人が増加する中、多様化、複雑化する福祉課題に対応するため、地域において支援につながらず困っている人など、既存の法制度や福祉サービスだけでは十分に支援することや解決が困難な人に対し、地域を基盤として活動し、地域の社会資源等を活用して個別支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置する必要がある。

近隣市である亀山市が先進的な取組を実施していることから、その施策を研究し、コミュニティソーシャルワーカーの配置先、配置人数、雇用形態、育成方法等について、検討

を行う必要があると考えられる。

また、地域共生社会の実現、重層的支援体制の整備を進めるに当たって、コミュニティソーシャルワーカーをどのように位置付けるのか、複雑多様化する福祉課題にどのように対応するのかを整理するとともに、地域における活動を通じて支援につなげていくためには、福祉分野だけでなく地域づくりの側面からも取組を進めていくべきである。

同時に、来年度以降、総合計画、地域福祉計画の改定が予定されていることから、こうした地域共生社会の実現、重層的支援体制の整備に向けた取組を計画に加え、コミュニティソーシャルワーカーの配置の実現に向けて、取り組んでいくべきであるとの意見があった。

さらに、国では、重層的支援体制整備事業への移行準備事業として、市町村への補助事業を実施しているほか、生活困窮者支援等のための地域づくり事業（仮称）として、課題を抱える人の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する補助事業の実施を予定している。今後は、コミュニティソーシャルワーカーの配置とともに、これらの補助事業を活用し、その活動の場の整備を進める必要があるとの意見があった。

(3) 子どもの居場所づくりについて

—鈴鹿市の現状—

本市の子どもの居場所づくりに関する施策のうち、子ども食堂については、地域住民、NPO等の様々な人、団体等が主体となって実施しており、子どもたちに低価格で食事を提供している。本事業は、地域の子どもたちに食事を提供する子どもの居場所としてはもちろん、子どもと保護者、高齢者、障がい者等の地域の様々な人々をつなぐための交流拠点としての役割も果たしている。市としては、子ども食堂の開催場所に係る情報提供、広報活動等に協力することで、本事業を支援している。

子ども食堂の効果として、子どもたちにとっては、栄養バランスの取れた温かい食事を同世代の子どもたちと一緒に食べることができ、保護者にとっては、保護者同士でコミュニケーションを取ることにより、子育てや生活についての情報、悩みを共有し、必要な支援につなげることができる。また、地域住民にとっては、地域における世代間交流の拠点となる重要な場所であると考えている。

一方で、子ども食堂の実施に係るスタッフや会場の持続的な確保、運営費の調達が困難な場合もあるほか、食事の提供に当たってはアレルギーに係る対応や食品の安全管理といった課題もあることから、今後は、子ども食堂に関わる地域住民、福祉関係者等が認識を共有しながら、子ども食堂の実施について積極的に連携し、協力を図ることが重要であると考えている。

また、本市の子どもの居場所づくりに関する施策のうち、養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して家庭訪問を実施し、子育てに関する相談、家事の援助及び指導を

行うことで、当該家庭を適切な養育につなげるとともに、保護者のストレスの軽減など、児童虐待の未然防止を図っている。

養育支援訪問を行う際には、必要な物が購入できなかつたり、一時的に困窮していたりする家庭に対し、寄附していただいた食糧を配付する食糧支援等も実施している。

新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化等により、今後、養育困難な家庭が増加することが想定されるため、保護者や家庭のニーズに応じて継続して養育支援訪問事業を実施することが重要であると考えている。

—視察概要—

(1) 内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（子どもの貧困対策担当）付参事官補佐及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室に対し、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりについてオンラインによる視察を行い、現在、国が実施している補助金等の支援制度、当該制度を活用して他の地方公共団体が実施している事業、今後の国の政策の見通し等について説明を受けた。

国では、「地域子供の未来応援交付金」を拡充し、多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、ニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援しているとのことであった。その一つとして、コロナ禍において子どもたちが社会的孤立等に陥らないよう、NPO等に委託し、子ども食堂等の子どもたちと支援を結びつけるつながりの場を整備している地方公共団体に対し、「つながりの場づくり緊急支援事業」を実施しているとのことであった。

視察後、委員から「国が実施している補助事業を活用し、地域が一体となって、その地域に合った取組を進めていけるよう支援していくべきである」、「子ども食堂を始めようとする団体と、既に子ども食堂を実施している団体等が、連携できるような取組を市において実施していくべきである」、「子どもの居場所づくりの実施に当たっては、利用に係る要望等の調査が必要である」等の意見が述べられた。

—まとめ—

コロナ禍において、子どもたちが社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂等の子どもたちと支援を結びつけるつながりの場づくりは重要な課題である。

特に、中高生の子どもたちの居場所が少ないことが、全国的に問題視されており、本市においても課題となっている。そのような中、子ども食堂を実施することによって、中高生の子どもたちがスタッフとして参加することもあり、子ども食堂は、食事の提供の場としてだけでなく、あらゆる年代の子どもたちの居場所となり得るものである。

さらに、子どもと保護者、高齢者、障がい者等の地域の様々な人々をつなぐための交流拠点としての役割も果たすことから、より一層の子ども食堂の拡充に向けて取り組んでいくべきであるとの意見があった。

なお、子ども食堂は、地域における交流拠点でもあることから、その実施に当たってはどのような圏域に設置すべきかなどの実施方法を検討するとともに、地域に合った事業となるように市が支援を行い、国、県、市それぞれが実施している補助事業の活用についても促進していく必要がある。

また、市において、子ども食堂の実施を検討する団体と、既に子ども食堂を実施している団体が、連携できるような体制づくりを行うべきであるとの意見があった。

さらに、子どもの居場所づくりについて、改正社会福祉法の考え、地域共生社会とのつながりを念頭に、子ども食堂だけでなく、保護者や家庭のニーズを踏まえた効果的な施策の推進が必要であると考えられる。

5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

1 フレイル予防について

- ①フレイル予防の重要性等の周知、フレイル予防動画の配信・放送、通いの場の充実に向けた取組、補助事業の実施等を拡充するとともに、国や他の地方公共団体が行っている取組を注視し、アフターコロナを見据えたフレイル予防事業の実施の検討を進めること。
- ②地域包括ケアシステムを推進する中で、地域づくり協議会等と連携し、地域ぐるみでのフレイル予防事業の促進に取り組むこと。

2 コミュニティソーシャルワーカーについて

- ①亀山市等の先進的な取組をしている地方公共団体の施策を研究し、コミュニティソーシャルワーカーの配置先、配置人数、雇用形態、育成方法等の検討を進めること。
- ②次期総合計画及び地域福祉計画の改定に向けて、国の補助事業の活用も検討して、地域共生社会の実現と重層的支援体制の整備を早急に行うとともに、地域づくりの側面からも福祉課題への対応に向けた取組を進めるため、コミュニティソーシャルワーカーの配置を実現すること。

3 子どもの居場所づくりについて

- ①子どもの居場所の拡充に向けて、子ども食堂の実施方法を検討し、補助事業の周知等を行うとともに、子ども食堂に関わる団体間の連携に係る体制づくりに取り組むこと。

②子どもの居場所づくりについて、保護者や家庭のニーズを把握し、地域づくり協議会等との連携を図りながら、効果的な施策の推進に取り組むこと。